

# 増毛町地球温暖化対策実行計画

[事務・事業における二酸化炭素削減計画]

令和5年度～令和9年度

《第1次実行計画》



令和5年5月

増 毛 町

## 目 次

はじめに	1
第1章 実行計画策定の背景	
1. 気候変動の影響と地球温暖化対策を巡る国内の動向	1
第2章 基本的事項	
1. 計画の目的	2
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の対象期間	2
4. 計画の範囲	2
第3章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標	
1. 温室効果ガスの種類	3
2. 基準年度の二酸化炭素排出量	3
3. 削減目標	3
第4章 温室効果ガスの排出抑制の取り組み	
1. 施設設備等の改善	4
2. 物品購入等	4
3. その他の取り組み	4
第5章 実行計画の推進	
1. 進行体制	5
2. 点検と評価	7
3. 公表	7

はじめに

増毛町は、このたび、令和9年度までの温暖化対策について定めた「増毛町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定いたしました。

この計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第1項の規定により市町村が策定することとされており、今般、令和5年度から令和9年度までの5年間の第1次実行計画として策定し、5年毎に温室効果ガス排出削減目標等について、計画の見直しを行うこととします。

## 第1章 実行計画策定の背景

### 1. 気候変動の影響と地球温暖化対策を巡る国内の動向

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。

既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されており、令和3年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

国内では、令和2年10月に令和32年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌年4月には、地球温暖化対策推進本部において、令和12年度の温室効果ガスの削減目標を平成25年度比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、令和12年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

## 第2章 基本的事項

### 1. 計画の目的

本計画は、増毛町の事務・事業に伴って生じる温室効果ガスの排出の抑制を図るとともに、増毛町の事務・事業によって生じる環境への負荷を低減することを目的とします。

### 2. 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、増毛町における事務・事業に関する「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」とします。

### 3. 計画の対象期間

基準年度を令和4年度とし、計画の期間を令和5年度から9年度までの5年間とします。

また、5年毎に温室効果ガス排出削減目標等について、計画の見直しを行います。

### 4. 計画の範囲

本計画の対象範囲は、職員が直接実施する町の事務・事業の全てとします。但し、緊急車両の燃料については調査対象から除外します。

なお、現行の実行計画の期間中における事務・事業の対象範囲に変更が生じた場合は、必要に応じて対象範囲の見直しを行います。

#### ○計画の対象となる施設

担 当 課	施 設 名
総務課	役場庁舎
福祉厚生課	保健センター、やすらぎ荘、老人福祉センター
教育委員会	文化センター、温水プール、体育館、屋内グラウンド、小中学校、認定こども園、元陣屋
建設課	PBS
消防本部	消防庁舎
診療所	診療所
明和園	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム
企業課	碎石事務所
上下水道課	下水道管理センター
商工観光課	岩尾温泉、リバーサイドパーク、スキー場

### 第3章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

#### 1. 温室効果ガスの種類

本計画において、削減対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類のうち、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）とします。

#### 2. 基準年度の二酸化炭素排出量

基準年度である令和4年度の二酸化炭素排出量は、2,438,465kg-CO<sub>2</sub>（下記参照）です。

#### 3. 削減目標

令和3年（2021）に決定された温室効果ガス削減目標は、原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めないことを前提に、平成25年度（2013）を基準に、令和12年度（2030）において46%減少としておりますが、本町の第1次実行計画では、令和4年度（2022）を基準として、年3%削減を目標とし、令和9年度（2027）までに温室効果ガス削減目標を令和4年度比14%削減とします。

区分	基準年度排出量	削減目標	目標年度排出量 令和9年度
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	令和4年度 2,438,465kg-CO <sub>2</sub>	14%	2,097,079kg-CO <sub>2</sub>

#### 【項目別の削減目標】

項目	基準年（令和4年度）		目標年（令和9年度）		削減量	
	使用量	CO <sub>2</sub> 排出量	使用量	CO <sub>2</sub> 排出量	使用量	CO <sub>2</sub> 排出量
ガソリン	22,676L	52,608	19,501	45,242	3,175	7,366
軽油	159,652L	411,902	137,301	354,237	22,351	57,665
灯油	129,898L	323,446	111,712	278,163	18,186	45,283
重油	224,390L	608,097	192,975	522,962	31,415	85,135
電気	1,708,785kwh	1,026,980	1,469,555	883,203	239,230	143,777
ガス	5,144m <sup>3</sup>	15,432	4,424	13,272	720	2,160
合計		2,438,465		2,097,079		341,386

## 第4章 温室効果ガスの排出抑制の取り組み

本町の事務・事業に関する二酸化炭素の環境負荷の削減に向けた取り組みを次のとおりとします。

### 1. 施設設備等の改善

- ① 施設の新築、改築、設備機器の補修改修を行うときは、環境に配慮した工事を施工する。
- ② 施設整備にあたっては、風力発電や太陽光などの再生可能エネルギーの導入に努める。
- ③ 断熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス、二重ガラス等）を導入する。
- ④ 施設の新築又は改修にあたっては、LED照明の導入を検討する。
- ⑤ 公用車の更新時には、小型車や低燃費車、ハイブリットカーの導入や電気自動車を含む次世代型自動車の導入を検討する。
- ⑥ 公共施設の緑化を推進する。

### 2. 物品購入等

- ① 電気製品等の物品の新規購入、レンタルを行うときは、省エネタイプでの環境負荷の少ない物の購入に努める。
- ② 事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。
- ③ 環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入する。

### 3. その他の取り組み

- ① 電気使用量の削減
  - ・効果的、計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める。
  - ・昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行う。
  - ・トイレ、会議室等に利用者がいない場合は消灯する。
  - ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
  - ・OA機器等の電源をこまめに切るように努める。
  - ・照明器具の高効率照明等へ転換されるまでの間は、必要な明るさを確保したうえでの蛍光灯設置本数の削減を図る。
- ② 燃料使用量の削減
  - ・冬期間の事務室や各施設の暖房について、適切な温度管理を行う。
  - ・施設の暖房は、利用状況に応じた管理を行う

- ・クールビズ・ウォームビズを推進する。
- ・公用車の運転において、急発進、急加速をしない。
- ・車両を適正に整備管理し、排気ガスの削減に努める。
- ・公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控え、エコドライブの推進を図る。

### ③ ゴミの減量、リサイクル

- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
- ・廃棄物の分別排出を徹底し、ごみの資源化促進に努める。
- ・使い捨て容器の購入は極力控える。
- ・封筒、ファイルなどの再利用の促進に努める。

### ④ 用紙類

- ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
- ・資料の共有化や簡略化、庁内情報システムの有効利用に努める。
- ・リサイクル用紙の購入に努める。

### ⑤ 水道

- ・日常的に節水を心がける。
- ・節水型機器の導入を検討する。

### ⑥ 環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・職員向けに環境保全研修等を行う。
- ・ノー残業デーなど、環境保全を奨励する日や月間を設ける。
- ・職員が参加出来る環境保全活動について、必要な情報提供を行う。

### ⑦ その他

- ・フロン排出抑制法に基づく業務用冷凍庫・空調機器の適正な管理に努める。

## 第5章 実行計画の推進

### 1. 進行体制

増毛町地球温暖化対策推進本部を設置し、「推進担当者」「全職員」と協力し、計画の着実な推進と進行管理を行います。

① 推進本部

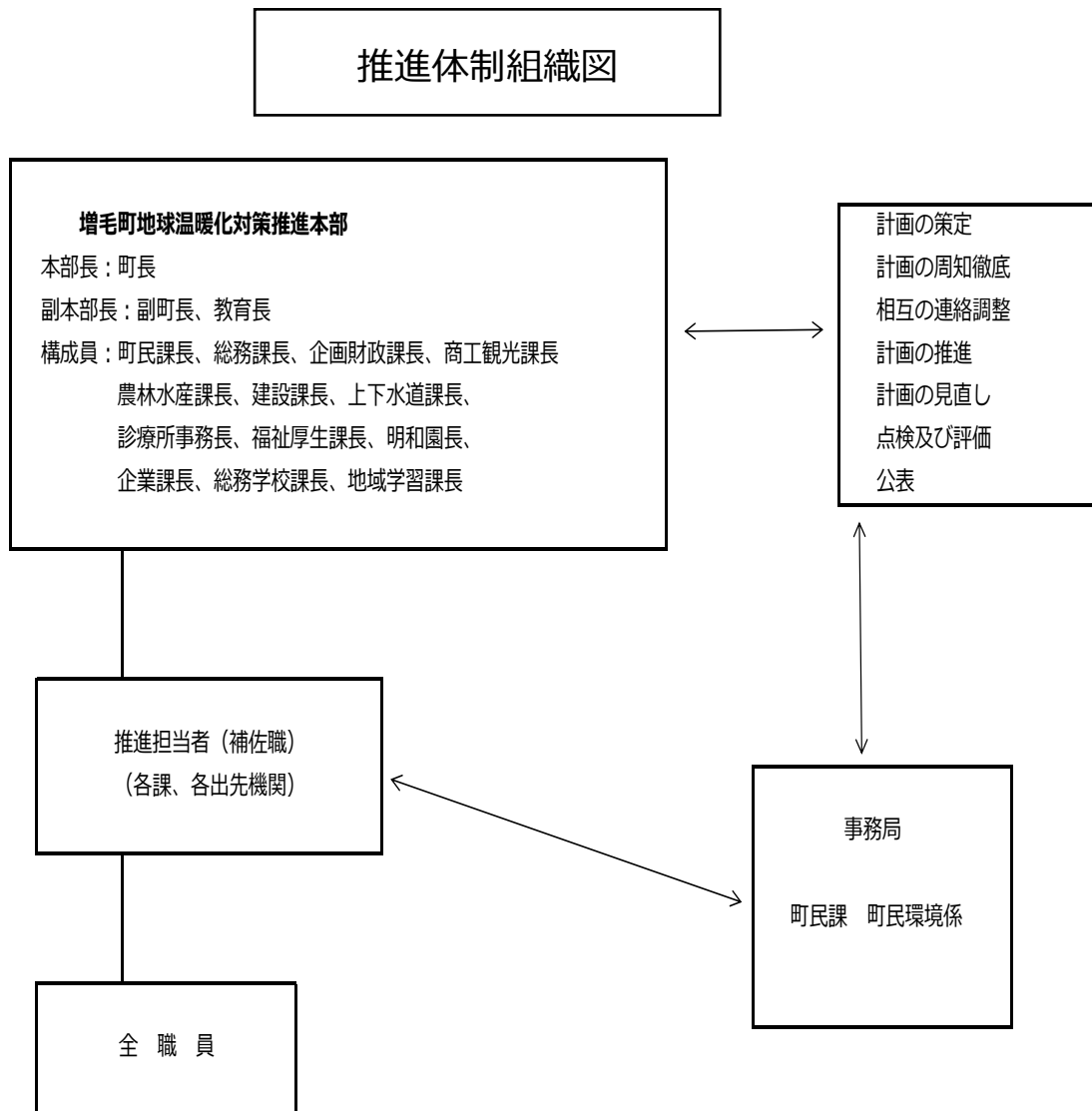
町長を本部長に副町長、教育長を副本部長とし、その他関係課長職を構成員として組織し、計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行います。

② 推進担当者

各課及び各出先機関に1名以上の「推進担当者」を置き、所属内での計画の推進及び進捗状況の把握を行い事務局と調整し、総合的な推進を図ります。

③ 事務局

事務局を町民課町民環境係に置き、全体計画の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。





#### ④ 職員に対する啓発等

地球温暖化対策に関する啓発活動を計画的に実施すると共に、環境負荷の削減に必要な情報を提供し、職員一人ひとりが地球温暖化対策に積極的に取り組むために必要な支援を行います。

#### 2. 点検と評価

事務局が各推進担当者をとおり、進捗状況を把握し、推進本部において点検評価を行います。

#### 3. 公表

計画の進捗状況および点検評価結果は、広報誌、ホームページ等により公表します。